

国立公園核心地利用施設改修計画について

- 1 「国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）交付要綱」別添の「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業実施要領」（以下「実施要領」という。）別表第1に規定する国立公園核心地利用施設改修計画（以下「核心地計画」という。）は、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業を活用する山小屋※₁が作成する。
- 2 核心地計画は様式4により作成するものとする。
- 3 核心地計画は、当該計画の実施により適正な山岳利用に資する事業であるとの地域協議会※₂の推薦を得たうえで実施するものとする。地域協議会は様式5により、推薦を行うものとする。

※1 登山者の利用に供する宿舎であり、車道、商業電力、上水道、下水道のいずれかが利用できない条件が不利な場所にあるもの

※2 山小屋事業者と地方自治体等の団体の参画により山岳環境保全と適正な登山利用等に向けた取組について協議し、これを適切に推進すること目的とするもの